

[[律令国家の成立](#)／[平城京](#)／[班田収授法](#)／[税制・兵役](#)／[墾田永年私財法](#)／[国家仏教](#)／[天平文化](#)／[総合問題](#)／[FdData 中間期末製品版のご案内](#)]

[[FdData 中間期末ホームページ](#)] 掲載の pdf ファイル(サンプル)一覧

※次のリンクは[Shift]キーをおしながら左クリックすると、新規ウィンドウが開きます

社会：[社会地理](#)，[社会歴史](#)，[社会公民](#) ([Shift]+左クリック)

理科：[理科 1 年](#)，[理科 2 年](#)，[理科 3 年](#) ([Shift]+左クリック)

数学：[数学 1 年](#)，[数学 2 年](#)，[数学 3 年](#) ([Shift]+左クリック)

※全内容を掲載しておりますが、印刷はできないように設定しております

【】律令国家の成立と平城京

【】律令国家の成立

[大宝律令]

[問題](2 学期期末改)

701 年、唐の法律にならった(X)律令が完成し、政治のしくみが整えられた。「律令」のうち、律は刑罰のきまり、令は政治を行う上でのきまりである。律令にもとづいて政治を行う国家を律令国家といい、天皇と、天皇から高い位をあたえられて貴族となった近畿地方の有力豪族が中心になって運営された。文中の X に適語を入れよ。

[解答欄]

[解答]大宝

[解説]

壬申の乱によって、巨大な兵力と権力をにぎった天武天皇は、
その権力を背景に天皇中心の政治を行い、中央集権国家建設の事業を強力に推し進めた。天武天皇の死後は、皇后であった持統天皇が事業を引き継いだ。こうして、天武・持統両天皇の時代に、大化の改新以来の中央集権国家建設の事業は、

[[大宝律令\(701年\)](#)]

唐の律令が手本

律：刑罰のきまり

令：政治を行ううえでのきまり

律令国家、貴族

ようやく完成に近づき、701 年に大宝律令が完成した(持統天皇の時代)。(大宝律令、慣れはじめ(701)) 大宝律令は唐の律令を手本としたものである。「律」は刑罰のきまりで、「令」は政治を行ううえでのさまざまな決まりである。律令に基づいて政治を行う国家を律令国家という。近畿地方の有力豪族は貴族とされて律令国家に組み込まれ、それまでの豪族の支配から天皇が中心になって全国を統一して支配する仕組みが整った。

※出題頻度：「大宝律令◎：唐の律令を手本△」「律：刑罰のきまり△，令：政治を行う上のきまり△」「律令国家△」「貴族△」

(頻度記号：◎(特に出題頻度が高い)，○(出題頻度が高い)，△(ときどき出題される))

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 701 年に、唐の律令を手本にした律令がつくられ、律令国家の基礎がつくられた。この律令を何というか。
- (2) 律令のうち、①刑罰のきまりを定めたものは律か令か。②政治を行ううえでのきまりを定めたものは律か令か。

[解答欄]

(1)	(2)①	②
-----	------	---

[解答](1) 大宝律令 (2)① 律 ② 令

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 701 年につくられた法律を何というか。
- (2) (1)はどこの国の法律にならってつくられたか。
- (3) 「律令」の「律」とは(①)のきまりで、「令」とは(②)を行ううえでのさまざまきまりである。①、②にあてはまる語句をそれぞれ漢字 2 字で答えよ。
- (4) 律令をもとに政治を行う国を何というか。
- (5) 近畿地方の有力豪族は、天皇から高い地位を与えられて何になったか。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)①	②
(4)	(5)		

[解答](1) 大宝律令 (2) 唐 (3)① 刑罰 ② 政治 (4) 律令国家 (5) 貴族

[律令による役所のしくみ]

[問題](2 学期末改)

次の文章中の①, ②に適語を入れよ。

701 年の大宝律令により、中央には、祭りの儀式を行う神祇官と、一般の政治を行う太政官が置かれた。この中央政府を朝廷という。地方は多くの国に区分されて国ごとに国府という役所が置かれ、中央の貴族が(①)として派遣され、(①)の下には、地方の豪族から任命された郡司が置かれた。九州には、九州地方の政治のほかに外交や防衛に当たる(②)府が置かれた。また、東北地方の政治や軍事に当たる多賀城が置かれた。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 国司 ② 大宰

[解説]

大宝律令で定められた統治組織は、中央に、神々の祭りの儀式をつかさどる神祇官と、一般政務をつかさどる太政官の二官があり、太政官のもとには八つの省が置かれた。この中央政府を朝廷という。地方は 66 の国に分けられ、国ごとに国府という役所が置かれ、中央の貴族が国司として派遣された。国はさらに郡に分けられ、地方の豪族から選ばれた郡司に治めさせた。さらに、現在の福岡県に、九州地方の政治のほかに外交や防衛に当たる大宰府が置かれた。現在の宮城県には、東北地方の政治や軍事を担当する多賀城が設置された。

[律令による役所のしくみ]

朝廷: 太政官, 神祇官

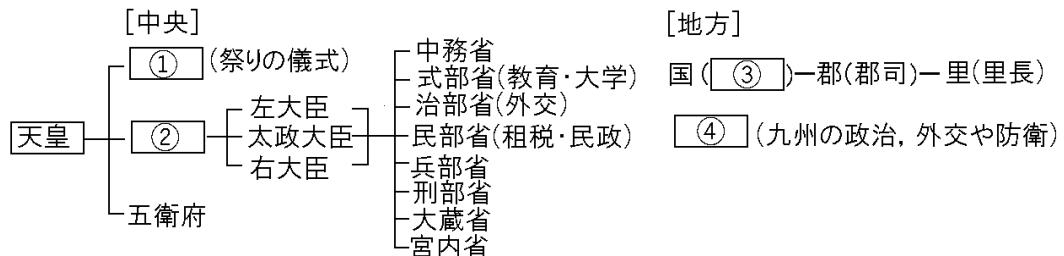
地方: 国府 (国司)-郡司

大宰府, 多賀城

※出題頻度: 「朝廷△」「太政官△」「神祇官△」「国府△」「国司○」「郡司△」「大宰府○」「多賀城△」

[問題](1 学期末)

律令による役所のしくみを示した次の図の①～④にあてはまる語句を書け。



[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 神祇官 ② 太政官 ③ 国司 ④ 大宰府

[問題](2 学期期末など)

次の各問いに答えよ。

- (1) 701 年の大宝律令により、中央には二官八省がおかれた。二官のうち、①一般の政治を行いうもの、②祭りの儀式を行うものをそれぞれ何というか。③また、この中央政府を何というか。
- (2) 地方は多くの国に区分され、国ごとに(①)という役所が置かれた。(①)の長である(②)には中央の貴族が派遣された。(②)の下には、地方の豪族から任命された(③)が置かれた。文中の①～③に適語を入れよ。
- (3) 九州地方の政治を行った役所は何か。
- (4) (3)の役所は、九州地方の政治のほかにどのような仕事を担当したか。2つ答えよ。
- (5) 東北地方の政治や軍事を担当した役所が現在の宮城県に設置された。その役所名を答えよ。

[解答欄]

(1)①	②	③	(2)①
②	③	(3)	(4)
(5)			

[解答](1)① 太政官 ② 神祇官 ③ 朝廷 (2)① 国府 ② 国司 ③ 郡司 (3) 大宰府
(4) 外交、防衛 (5) 多賀城

[問題](入試問題)

8世紀頃の律令国家において、地方はどのように治められていたか。「都」「地方の豪族」の2つの言葉を用いて、簡単に書け。

(香川県)

[解答欄]

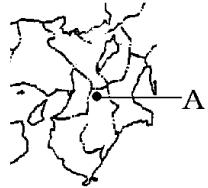
[解答]国ごとに都から派遣された国司が、郡司として任命された地方の豪族を指揮して政治をおこなった。

【】平城京

[問題](2 学期中間改)

次の文章中の①, ②に適語を入れよ。

唐の都の長安にならって, 710 年に, 右図 A の位置(現在の奈良県)につくられた都を(①)という。その後, 794 年に平安京に都を移すまでの約 80 年間を奈良時代という。(①)に設けられた市では右図の(②)という貨幣も使われた。



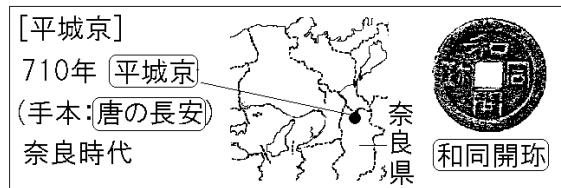
[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 平城京 ② 和同開珎

[解説]

710 年, 律令国家の新しい都として, 奈良盆地の北部(奈良県)に, 唐の都の長安にならつた平城京が造られた。奈良に平城京が造られてから, 京都の平安京に都を移すまでの 80 年余りを, 奈良時代という。平城京の北側に



置かれた平城宮には, 天皇の住居や役所が置かれた。平城京に設けられた市では, さまざまな品物が取り引きされたが, 和同開珎などの貨幣が使用されたと考えられる。しかし, 一般には稻や布などの物品による取引が行われていたために, 平城京やその付近以外では流通しなかった。

※出題頻度:「平城京○:唐の長安○が手本, 710 年△」「奈良時代△」「和同開珎○」

[問題](1 学期中間)

次の文章中の①~④に適語を入れよ。

710 年には都が奈良の(①)京に移された。(①)京は唐の都である(②)にならつたものである。以後約 80 年間を(③)時代という。(①)京の市では(④)という貨幣も使われた。

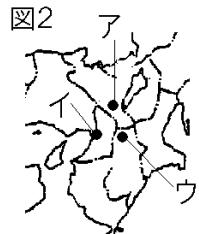
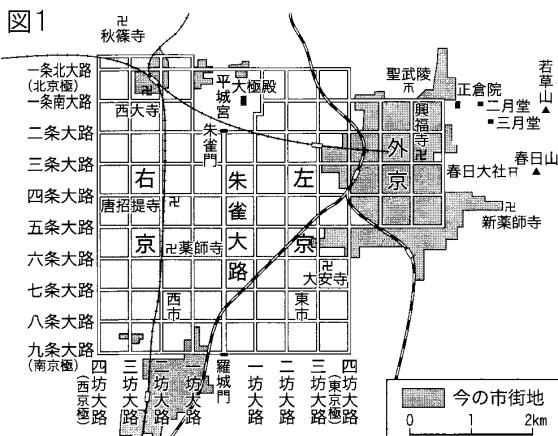
[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 平城 ② 長安 ③ 奈良 ④ 和同開珎

[問題](2学期中間など)

次の図1～3を見て、各問いに答えよ。



- (1) 図1の都を何というか。
- (2) (1)の都がつくられたのは何年か。
- (3) (1)の都は、①中国の何という国の、②何という都市にならってつくられたか。③②の都市の位置を図3のa～cから選べ。
- (4) ①(1)の都の位置を図2のア～ウから選べ。②また、それは現在の何県にあったか。
- (5) (1)の都がつくられて平安京に都を移すまでの約80年間を何時代といいうか。
- (6) (1)の都に設けられた市で使用された貨幣を1つあげよ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)①	②
③	(4)①	②	(5)
(6)			

[解答](1) 平城京 (2) 710年 (3)① 唐 ② 長安 ③ b (4)① ウ ② 奈良県

(5) 奈良時代 (6) 和同開珎

[解説]

(1)図1の中に「平城宮」「聖武陵」「正倉院」などの文字があることから平城京と判断できる。

【】班田収授法と税制・墾田永年私財法

【】班田収授法

[問題](2 学期中間)

律令制度のもとでは、公地・公民の原則に従って、6年ごとにつくられる戸籍にもとづいて、6歳以上のすべての人々に性別や良民・賤民という身分に応じて口分田が与えられ、その人が死ぬと国に返すことになっていた。この制度を何というか。

[解答欄]

[解答]班田収授法

[解説]

645年に始まる大化の革新によって、それまで豪族が支配してきた土地と人々を國のものとする公地・公民の方針が定められた。しかし、実際に公地・公民の方針を具体化できたのは、672年の壬申の乱に勝利して天皇中心の中央集権を実現した天武天皇とそのあとを継いだ持統天皇(天武天皇のきさき)以降であった。持統天皇のもとで、班田収授の基礎となる戸籍が整備され、692年に全国的な班田収授が始まった。701年の大宝律令で律令制度が完成したが、この律令制度の下では、6年ごとに戸籍がつくられ、人々は、良民と賤民に分けて登録された。戸籍に登録された6歳以上のすべての人々に口分田が与えられ、死ぬと国に返させた。この制度を班田収授法という。

[班田収授法]
6歳以上の人に口分田
戸籍:6年ごと

※出題頻度:「班田収授法○」「6年ごとに戸籍△」「6歳以上のすべての人○に口分田○」「次の家族の場合、何人に口分田があたえられるか○」

[問題](1 学期中間)

律令制度のもとでは、6歳以上の男女に一定の面積の田を支給し、死ねば返させた。

①この田を何というか。②このような制度を何というか。③また、次の家族の場合、何人に①の田があたえられるか。

[父 38歳 母 35歳 男子 15歳 男子 9歳 男子 1歳 女子 12歳 女子 7歳
女子 4歳]

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 口分田 ② 班田収授法 ③ 6人

[解説]

班田収授法によって、戸籍に登録された6歳以上のすべての人々に口分田があたえられた。この問題の家族の場合、6歳以上であるのは6人である。

[問題](後期期末)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

律令政治のもとでは、(①)年ごとに(②)がつくられ、人々は良民または賤民として登録された。これにもとづいて、(③)歳以上のすべての人に(④)田が与えられ、死んだあと、国に返すという(⑤)法という制度が行われた。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① 6 ② 戸籍 ③ 6 ④ 口分 ⑤ 班田収授

[問題](2学期期末など)

次の資料は奈良時代のある一家の構成を図式化したものである。後の各問い合わせに答えよ。



- (1) 奈良時代の律令制度のもとで、人々の名前、性別、年齢などを把握するために一定期間ごとに作られた台帳は何か。
- (2) (1)の「一定期間」とは何年か。
- (3) (1)に登録された農民たちには身分の違いがあった。身分が低いとされる農民たちを何というか。
- (4) (1)にもとづいてすべての男女に田が与えられ、死ぬと国に返す制度が作られた。①これを何法というか。②また、与えられた田を何というか。
- (5) (4)の田は何歳以上の男女に与えられたか。
- (6) 資料の一家で、(4)の田が与えられる対象者は何人か。
- (7) 資料の一家に与えられる(4)の田の合計の広さは何段か。ただし、男子には2段、女子にはその3分の2が与えられる決まりになっていた。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)①
②	(5)	(6)	(7)

[解答](1) 戸籍 (2) 6年 (3) 賤民 (4)① 班田収授法 (5) 6歳以上 (6) 5人 (7) 8段

[解説]

(7) 班田収授法によって、戸籍に登録された 6 歳以上のすべての人々に口分田が与えられた。

この問題の家族の場合、6 歳以上であるのは 5 人である。5 人のうち 2 人は男子なので、

$$2(\text{段}) \times 2(\text{人}) = 4(\text{段}), \quad 3 \text{ 人は女子なので, } 2(\text{段}) \times \frac{2}{3} \times 3(\text{人}) = 4(\text{段}) \text{ で合計で 8 段である。}$$

[問題](1 学期中間)

班田収授とはどのような制度か。「6 歳以上の男女」という語句を用いて答えよ。

[解答欄]

[解答]6 歳以上の男女に口分田を与え、死ぬと国に返させる制度。

【】税制・兵役

[租・庸・調・防人]

[問題](1 学期末改)

次の文中の①, ②に適語を入れよ。

班田収授法によって口分田があたえられたが、収穫量の約3%の稻を納める(①)という税が課せられた。このほかに、良民の成人男子には、都まで運んで納める庸(労役のかわりに布)と調(特産物など)という税や、雜徭という労役が課せられた。さらに、九州北部の防衛を行う(②)などの兵役の義務が課された。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 租 ② 防人

[解説]

農民には、租・庸・調などの税が課せられた。
租は口分田にかかる税で、収穫量の約3%の稻を納める比較的に軽いものであった。成年男子にかかる庸(労役のかわりに布(麻布)を納める)、調(絹、糸、真綿、地方の特産物を納める)は、農民自身の手で都に運ばねばならず(農民の中から人夫が選ばれた)、行き帰りの食料などが自己負担であったため、限度をこえた重すぎる負担であった。

さらに、成年男子3~4人に1人の割合で兵士が徵^{ちょうはつ}發された。兵士は諸国におかれた軍団で訓練を受け、一部は都の警備を行い、一部は九州北部を守る防人となつた。^{さきもり}兵士は、武装や食料などを自分で負担しなければならなかつたから、その負担は非常に重かつた。

※出題頻度:「租(3%の稻)○」「庸(労役のかわりに布)○」「調(特産物など)○」「雜徭△」「公出拳△」「防人(九州北部の防衛)○」

[人々の負担]

名称	内 容
租	口分田の面積に応じて稻を納める(3%)
庸	労役のかわりに布(麻布)を納める
調	絹、糸、真綿、地方の特産物を納める
雜徭	年間60日以下の労役
公出拳	国司による強制的な種もみの貸し付け
兵役	防人、衛士

[問題](2 学期末)

次の表は、奈良時代の農民の負担である。①~④にあてはまる語句を書け。

税	(①)	収穫量の約3%の稻を納めた。
	(②)	労役のかわりに布(麻布)を納めた。
	(③)	絹、糸、真綿、地方の特産物を納めた。
労役	雜徭	1年に60日以内の労働。
兵役	兵士	成年男子3~4人に1人を、国ごとの軍団で1年に平均36日間兵士として訓練。
	(④)	兵士から選ばれ、3年間九州北部の防衛を行う。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 租 ② 常 ③ 調 ④ 防人

[問題](1 学期中間)

奈良時代の税制について、次の各問いに答えよ。

- (1) 右の表の①～⑤にあてはまる語句を、
次の[]からそれぞれ選べ。

[1 3 5 10 稲 布 特産物
近畿 東北 九州]

- (2) 租、庸、調のうち成人男子に課せられ、都まで運んで納める義務のあつたものをすべてあげよ。

名称	内 容
租	(①)の収穫の(②)%を納める。
調	絹、糸、真綿、地方の(③)を納める。
庸	労役のかわりに(④)をおさめる。
防人	(⑤)北部の海辺の警備。

[解答欄]

(1)①	②	③	④
⑤	(2)		

[解答](1)① 稲 ② 3 ③ 特産物 ④ 布 ⑤ 九州 (2) 庸、調

[問題](1 学期期末など)

次の各問いに答えよ。

- (1) 農民たちは収穫量に応じて稻を税として納めていたが、この税を何というか。

- (2) (1)の税は収穫量の約何%であったか。

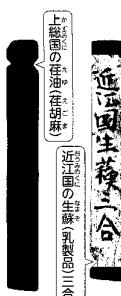
- (3) 右の資料には地方の特産物を納める税として、平城京に運ばれた海産物などが記されていた。この税を何というか。

- (4) 労役の代わりに布(麻布)を納める税を何というか。

- (5) 年に 60 日以内、地方での労役に従う税を何というか。

- (6) 農民たちは米がなくなると国司などから稻を借りてしのいだが、高い利息をつけて返さなければならなかつた。のちに強制的に貸し付けられるようになったこのような負担を何というか。

- (7) 防人とは、どのような任務について人のことをいうか。「九州北部」という語句を使って説明せよ。



[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)
(5)	(6)	(7)	

- [解答](1) 租 (2) 約 3% (3) 調 (4) 廉 (5) 雜徭 (6) 公出舉
(7) 九州北部の防衛の任務についた人。

[農民の苦しみ]

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①, ②に適語を入れよ。

奈良時代の農民にとって租・庸・調・雜徭などの税や兵役の義務は限度を超えた負担であった。この当時の戸籍では、記載された男と女のうち(①)の数が圧倒的に多いが、これは男子のみに課せられる庸・調・雜徭・兵役をまぬがれようとして偽って申告したためである。また、万葉集におさめられている「から衣 すそに取りつき 泣く子らを 置きてぞ来ぬや 母なしにして」という(②)の歌は、農民の苦悩を表している。

[解答欄]

①	②
---	---

- [解答]① 女 ② 防人

[解説]

班田収授法と租・庸・調・雜徭などの税制は、唐の制度をモデルにしてつくられたものであるが、農民にとっては限度を超えた重すぎる負担であった。

租は収穫量の約 3% と比較的軽かったが、男子にかかる庸や調をあわせた税負担はかなり重いものであった。庸や調は農民たち自身の手で都に運ばなければならず(農民の中から人夫が選ばれた)、雜徭といつて国司のもとで年間 60 日の労役を課せられた。さらに、成年男子 3~4 人に 1 人の割合で兵役の義務があった。農民にとって、これらの負担はきわめて重く、農作業に必要な時間までうばわれてしまった。天候の不順や害虫などのためにききんが起りやすく、わずかなことで生計が成り立たなくなることも多かった。

万葉集におさめられている「から衣 すそに取りつき 泣く子らを 置きてぞ来ぬや 母なしにして」(私の着物のすそにとりついて泣く子どもを、家においてきました。母親もいないのに、今ごろはどうしているのだろうか。)という防人の歌からも、こうした農民の苦悩を感じ取ることができる。

重い負担をのがれるために、男を女といつわって、戸籍に申告して庸・調・雜徭・兵役をまぬがれようとした(女子には庸・調・雜徭や兵役がなかった)。また、重い負担にたえかねてくぶんでん るろう 口分田をすべて流浪する農民も少なくなかった。

※出題頻度:「男を女と申告して男子のみに課せられる庸・調・雜徭・兵役をまぬがれようとした○」「万葉集の防人の歌△」

[重い税負担→農民の苦しみ]

男を女と申告して男子のみに課せられる庸・調・雜徭・兵役をまぬがれようとした

万葉集: 防人の歌

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～④に適語を入れよ(または、適語を選べ)。

朝廷は戸籍にもとづいて班田収授を行い、戸籍に登録された 6 歳以上のすべての人々に(①)をあたえたが、同時に、租・庸・調などの重税や兵役の義務を課したため、重い負担にたえかねて、逃亡する農民も少なくなかった。(②)という和歌集に収録されている「から衣 すそに取りつき 泣く子らを 置きてぞ来ぬや 母なしにして」という(③)の歌からもこうした農民の苦悩を感じ取ることができる。また、このころの戸籍を見ると④(男／女)の字が多いが、これは、男を女と申告して男子のみに課せられる庸・調・雜徭・兵役をまぬがれようとしたためである。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 口分田 ② 万葉集 ③ 防人 ④ 女

[問題](1 学期中間)

右の表は奈良時代のある 2 つの郡の戸籍に登録された人口である。「女」の数が異常に多くなっているが、その理由を「庸、調、雜徭、兵役」という語句を使って答えよ。

	A 郡	B 郡
男	15 人	32 人
女	46 人	72 人

[解答欄]

--

[解答]男子には、調や庸、雜徭、兵役があり、女子より負担が重かったので、女子といつわってこの負担を免れようとしたため。

[問題](入試問題)

律令国家では、戸籍をつくることが定められていたが、平安時代になると、戸籍にいつわりが多くなった。表 1 は、10 世紀につくられた戸籍に登録された人の、性別、年齢階級別の人数を示している。表 2 は、主な税と、その負担者を示している。このことに関して、次の各問い合わせに答えよ。

(表 1)	男子(人)	女子(人)
16 歳以下	4	0
17 歳～65 歳	23	171
66 歳以上	15	137

(表 2)	負担者
租	6 歳以上の男女
調	17～65 歳の男子
庸	21～65 歳の男子
雜徭	17～65 歳の男子

- (1) 表 1 の、男子の人数と女子の人数に大きな差が見られることから、性別のいつわりが行
われていたと考えられる。表 2 をもとにして、人々が性別をいつわった理由を、簡単に
書け。
- (2) 表 1 に、66 歳以上の人が多く見られることから、実際には死亡している人を、人々が戸
籍に登録し続けるといういつわりが行われていたと考えられる。人々が、戸籍に死亡し
ている人を登録し続けた理由を、簡単に書け。

(静岡県)

[解答欄]

(1)

(2)

[解答](1) 男子には、調や庸、雑徭があり、女子より負担が重かったから。

(2) 口分田を返したくなかったから。

【】墾田永年私財法

[墾田永年私財法]

[問題](1 学期期末改)

次の文章中の①, ②に適語を入れよ。

奈良時代, 人口が増加したので口分田が不足するようになった。そこで, 723 年には三世一身法を出し, 人々が新しく開墾した土地は, 一定期間私有を認めることにした。しかし, あまり開墾が進まなかったため, 743 年に(①)という法律を出して, 新しく開墾した土地は永久に私有してよいことにした。この法律が出されると, 貴族や大寺院や郡司は, 周りの農民を使って開墾を進め, 広い私有地をもつようになった。これが(②)の始まりである。こうして, 公地公民の原則がくずれた。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 墾田永年私財法 ② 荘園

[解説]

奈良時代, 鉄製農具が広まり稻の収穫は増えてきた。しかし, それ以上に人口が増加したために口分田が不足するようになった。そこで, 723 年には三世一身法を出し, 人々が新しく開墾した土地は, 一定期間私有を認めることにした。しかし, あまり開墾が進まなかったため, 743 年, 聖武天皇は墾田永年私財法を出して, 新しく開墾した土地の私有を認めることとした(なよみ(悩み)(743)多き私財法)。

[墾田永年私財法]
人口増で口分田が不足
723年 三世一身法
743年 墾田永年私財法
開墾した土地の私有を認める
↓
莊園 という私有地
公地・公民がくずれる

ただし, 私有地であっても租は課税された。墾田永年私財法が出されると, 貴族や大寺院や郡司は, 周りの農民を使って開墾を進め, 広い私有地をもつようになった。これが莊園の始まりである土地の私有を認めた結果, 公地・公民の原則はくずれることになった。

※「三世一身法」が出てこない教科書もある。

※出題頻度:「人口増で口分田が不足△」「三世一身法△」「墾田永年私財法◎」「新しく開墾した土地の私有を認める○」「貴族や大寺院や郡司が開墾を進める△」「莊園◎:公地・公民の原則がくずれた○」

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①~④に適語を入れよ。

奈良時代, 人口増加により(①)田が不足するようになった。そこで, 723 年には三世一身法を出し, 人々が新しく開墾した土地は一定期間私有を認めることにした。しかし, あまり開墾が進まなかったため, 聖武天皇は 743 年に(②)法を出して, 新しく開墾した土地は永久に私有してよいことにした。(②)法が出されると, 貴族や寺院や郡司は, 逃亡してきた農民などを使って開墾を進め, 広い私有地をもつようになった。これが(③)の始まりである。(②)法によって土地の私有を認めた結果, (④)の原則はくずれることになった。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 口分 ② 墾田永年私財 ③ 荘園 ④ 公地・公民

[問題](3 学期)

墾田永年私財法のねらいや内容、出された後の影響の説明として適切でないものを次のア～エから 1 つ選べ。

- ア 新しく開墾した土地について永久に私有することを認めた。
イ 私有地が増加し、公地公民の原則がくずれていいくことになった。
ウ 貴族や大寺院などが私有地を増やし、この土地は荘園と呼ばれるようになった。
エ 人口が減少し、口分田が余るようになったので、開墾をやめるように勧めた。

[解答欄]

[解答]エ

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 723 年、新しく開墾した土地は一定期間私有を認める法律が出された。何という法律か。
(2) (1)の法律が出されたのはなぜか。「人口」「口分田」という語句を使って簡単に説明せよ。
(3) 743 年、新しく開墾した土地は永久に私有を認める法律が出された。何という法律か。
(4) (3)の法律によって、開墾を熱心に行ったのはどういう階層か、2 つ答えよ。
(5) (4)のような階層が開墾した、広い私有地は後に何と呼ばれるようになったか。
(6) (3)の法律によりくずれていいくことになった原則は何か。

[解答欄]

(1)	(2)	
(3)	(4)	(5)
(6)		

[解答](1) 三世一身法 (2) 人口が増加したことで口分田が不足したから。

(3) 墾田永年私財法 (4) 貴族、大寺院(郡司) (5) 荘園 (6) 公地・公民(の原則)

[問題](後期期末)

墾田永年私財法の内容を「開墾」という語句を使って説明せよ。

[解答欄]

[解答]新しく開墾した土地は永久に私有を認めた。

[問題](2 学期中間)

墾田永年私財法が出されたことで、その後社会はどのように変化したか。「貴族や大寺院」「私有地」「公地・公民」という語句を用いて説明せよ。

[解答欄]

[解答]貴族や大寺院は開墾を進めたが、私有地を認めたことで公地・公民の原則がくずれていいくことになった。

【】奈良時代の文化

【】国家仏教

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①, ②に適語を入れよ。

奈良時代, 農民は伝染病に苦しみ, 皇族や貴族の間では争いが激しくなった。当時, (①) は国家を守り, 政治を安定させる力を持つと考えられていた。(②) 天皇は, (①)の力によって国家を守ろうとし, 国ごとに国分寺と国分尼寺, 都には東大寺を建て大仏をつくった。

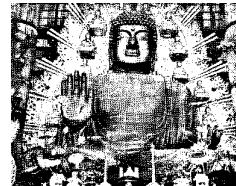
[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 仏教 ② 聖武

[解説]

奈良時代, 農民は伝染病に苦しみ, 皇族や貴族の間では争いが激しくなった。当時, 仏教は国家を守り, 政治を安定させる力を持つと考えられていた。聖武天皇と光明皇后は, 仏教の力によって国家を守ろうとし, 国ごとに国分寺と国分尼寺, 都には東大寺を建て大仏をつくった。僧や尼は, 国家から保護を受けたが, そのかわりに国家を仏教の力で守るように命じられた。



[聖武天皇]
仏教の力で国を守るため,
都 : 東大寺の大仏
地方: 国分寺, 国分尼寺

※出題頻度: 「聖武天皇○」「仏教の力で国をまもるため○」「東大寺の大仏○」

「国分寺○・国分尼寺○」

[問題](1 学期末)

8 世紀のなかごろ, 聖武天皇は, 都に東大寺と大仏, 国ごとに国分寺と国分尼寺を建てたが, その目的は何か。次のア~エから 1 つ選び, 記号で答えよ。

- ア 貧しい人々の生活を救うため。
- イ 新しい宗派の仏教を弾圧するため。
- ウ 仏教の力によって国を守るため。
- エ 日本独自の文化を確立するため。

[解答欄]

--

[解答]ウ

[問題](前期期末)

聖武天皇は, 都に東大寺と大仏, 国ごとに国分寺と国分尼寺を建てたが, その目的は何か。 「仏教」という語句を使って簡潔に説明せよ。

[解答欄]

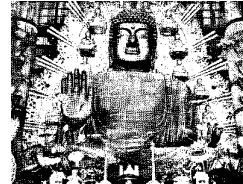
--

[解答]仏教の力で国を守ること。

[問題](1 学期中間)

次の文中の①～④に適語を入れよ。

奈良時代、(①)天皇は(②)の力で国を守ろうと大仏(右図)を本尊とする(③)寺を都に建て、地方には(④)寺や(④)尼寺を建てた。



[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 聖武 ② 仏教 ③ 東大 ④ 国分

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 右の写真の大仏は、何という寺につくられたか。
- (2) (1)の寺は現在のどの都道府県にあるか。
- (3) (1)の大仏や寺を建立した天皇は誰か。
- (4) (3)の天皇が国ごとに建てたのは何という寺か。2つ答えよ。
- (5) (3)の天皇が(1)や大仏、(4)をつくった目的を簡潔に書け。
- (6) 奈良時代の(農民／兵士／僧)は国からあつい保護を受けていたが、その一方で、仏教で国家を守る義務も課せられていた。()内より適語を選べ。



[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)
(5)	(6)		

[解答](1) 東大寺 (2) 奈良県 (3) 聖武天皇 (4) 国分寺、国分尼寺

(5) 仏教の力で国を守ること。 (6) 僧

[問題](入試問題)

聖武天皇は、仏教の力で国家を守ろうと考えた。そのためにどのようなことをしたか。次に示した書き出しに続けて簡潔に書け。

都に()

地方の国ごとに()

(栃木県)

[解答欄]

(都に)

(地方の国ごとに)

[解答](都に)東大寺を建て、大仏をつくらせた。

(地方の国ごとに)国分寺と国分尼寺をつくらせた。

[鑑真など]

[問題](2 学期期末)

右図は、唐の僧で、仏教の戒律を日本へ伝えるため、日本に渡ろうとしていくども遭難し、盲目になりながらも日本への渡航に成功し、のちに、唐招提寺を開いた人物である。この人物の名前を答えよ。



[解答欄]

[解答]鑑真

[解説]

唐の僧である鑑真は仏教の戒律を日本へ伝えるため、日本に渡ろうとしていくども遭難し、盲目になりながらも日本への渡航に成功し、のちに、唐招提寺を開いた。また、大仏建立に協力した行基は民衆に仏教を広め、民衆の協力を得て、橋やため池、庸や調を運ぶ人のための休憩所を作ったりした。

※出題頻度：「鑑真○」「唐招提寺△」「行基△」

[鑑真など]
鑑真：唐から来日、
唐招提寺
行基：大仏建立に協力

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 図1の僧は、日本への渡航に何度も失敗する中で、ついに失明してしまった中国の高僧である。名前を答えよ。
- (2) (1)の僧が奈良の都を開いた寺の名前を答えよ。
- (3) 民衆に仏教を広め、民衆の協力を得て、橋やため池、庸や調を運ぶ人のための休憩所を作ったりした図2の僧侶の名前を答えよ。

図1



図2



[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 鑑真 (2) 唐招提寺 (3) 行基

【】天平文化

[問題](1 学期末改)

次の文中の①, ②に適語を入れよ。

奈良時代には、仏教と唐の文化の影響を受けた国際的な文化が栄えた。この文化は聖武天皇の時代にもっとも栄えたもので、(①)文化と呼ばれている。東大寺の(②)(右図 A)には、聖武天皇の身のまわりの品や工芸品が納められている。その中の五絃琵琶(B)やガラス製の容器(C)などは西アジアやインドからシルクロードを通って唐に運ばれ、それを遣唐使が持ち帰ったものである。

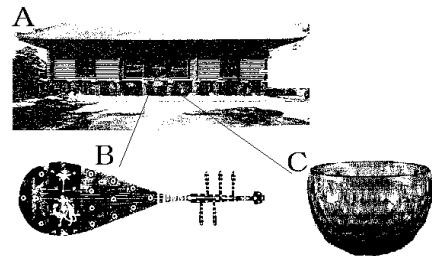
[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 天平 ② 正倉

[解説]

奈良時代には、仏教と唐の文化の影響を受けた国際的な文化が栄えた。この文化は聖武天皇の天平年間にもっとも栄えたので、天平文化と呼ばれている。遣唐使は630年から、894年に菅原道真のうったえによって廃止されるまでの約260年間に10回派遣され、唐の文化や制度を取り入れた。東大寺の正倉院には、聖武天皇の身のまわりの品や工芸品が納められている。図のガラス製の容器や五絃琵琶などは西アジアやインドからシルクロードを通って唐に運ばれ、それを遣唐使が持ち帰ったものである。



[天平文化]
聖武天皇の時代に栄えた
仏教と唐の影響を受けた国際的な文化
東大寺の正倉院

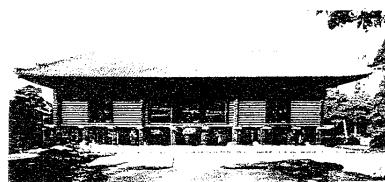
西アジアやインドからシルクロードを通って唐に運ばれ、それを遣唐使が持ち帰った

※出題頻度：「聖武天皇○」「天平文化○：仏教と唐の影響を受けた国際的な文化○」「東大寺○の正倉院○」「シルクロード○」「遣唐使△」

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 奈良時代に栄えた仏教と唐の影響を受けた国際的な文化を何というか。
- (2) (1)の文化は何という天皇の時代に最も栄えたか。
- (3) 東大寺にある右図の建物の名前を答えよ。
- (4) (3)には、中国と西アジアを結ぶ交通路を通って伝えられた工芸品が納められている。この交通路を何というか。カタカナで答えよ。



[解答欄]

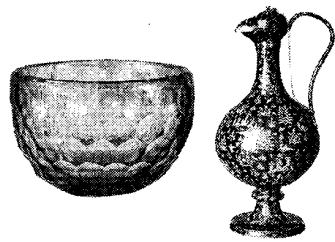
(1)	(2)	(3)	(4)
-----	-----	-----	-----

[解答](1) 天平文化 (2) 聖武天皇 (3) 正倉院 (4) シルクロード

[問題](前期中間)

次の文章中の①～⑦に適語を入れよ。

奈良時代、朝廷は唐の制度や文化を取り入れるために、たびたび中国に(①)という使節を送ったので、都を中心に、仏教と唐の影響を受けた(②)的な文化が栄えた。この文化は(③)天皇の(④)年間にもっとも栄えたので、(④)文化と呼ばれている。奈良の(⑤)寺の中にある校倉造・高床式を特徴とする(⑥)には(③)天皇の遺品が納められている。右図は、西アジアで生産されたと推定されるガラスの碗とペルシャ風の漆器の水さし(漆胡瓶)で、中国と西アジアを結ぶ(⑦)とよばれる交通路を通じて唐に伝えられ、(①)が日本に持ち帰ったものである。



[解答欄]

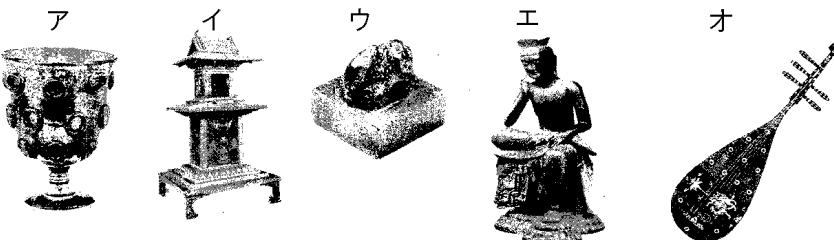
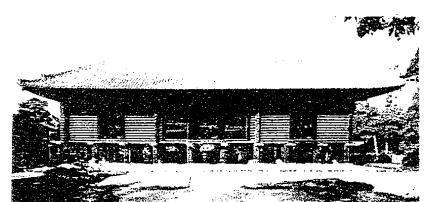
①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	

[解答]① 遣唐使 ② 国際 ③ 聖武 ④ 天平 ⑤ 東大 ⑥ 正倉院 ⑦ シルクロード

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 右の写真の建物の名前を書け。
- (2) (1)の中にある宝物は、西アジアや南アジアのものが中国を通過して日本に伝わったものである。西アジアと南アジアと中国を結ぶ交通路を何といったか。
- (3) (1)の建物がある寺の名前を書け。
- (4) (3)の寺をつくるように命じた天皇は誰か。
- (5) (4)の天皇のころの文化を何というか。
- (6) (5)の文化の特色を「仏教」「唐」という語句を使って簡潔に説明せよ。
- (7) (5)の文化の美術品としてあてはまるものを次のア～エから 2つ選び、記号で答えよ。



[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)
(5)	(6)		
(7)			

[解答](1) 正倉院 (2) シルクロード (3) 東大寺 (4) 聖武天皇 (5) 天平文化
(6) 仏教と唐の文化の影響を強く受けた国際的な文化。 (7) ア, オ

[問題](入試問題)

東大寺の正倉院の中には、外国から伝わった多くの工芸品などが納められている。これらの工芸品は、どのようにしてわが国に伝わったか。次の語句を用いて、簡潔に説明せよ。

[西アジア 唐 シルクロード]

(和歌山県)

[解答欄]

[解答]西アジアなどの工芸品がシルクロードを通じて唐に伝わり、遣唐使が持ち帰ってわが国にもたらされた。

[歴史書・和歌集]

[問題](2学期中間改)

次の文章中の①, ②に適語を入れよ。

奈良時代になって、国家のしくみが整つてくると、日本の国のおこりや、天皇が国を治める由来を説明するために歴史書の編さんがおこなわれ、古事記と(①)が作られた。国ごとには、地理や産物、言い伝えなどをまとめた風土記がつくられた。また、天皇・貴族や農民などの和歌 4500 首ほどを集めた(②)集がつくられた。(②)集では、漢字の音で日本語を表す(②)仮名が使われている。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 日本書紀 ② 万葉

[解説]

天皇中心の中央集権国家ができあがったのは、672 年の壬申の乱に勝利をおさめた天武天皇の時代であった。国家のしくみが整つてくると、日本の国のおこりや、天皇が国を治める由来を説明するために歴史書の編さんがおこなわれた。

[歴史書・和歌集]

歴史書 : 日本書紀, 古事記

国ごとに : 風土記

和歌集 : 万葉集 (万葉仮名)

天武天皇の時代に始められた歴史書の編さん事業は奈良時代に完成し、日本書紀と古事記がつくられた。国ごとには、地理や産物、言い伝えなどをまとめた風土記がつくられた。

また、天皇・貴族や農民などの和歌4500首ほどを集めた万葉集がつくられた。万葉集では、漢字の音で日本語を表す万葉仮名が使われている。

※出題頻度：「日本書紀◎」「古事記◎」「風土記○」「万葉集◎」「万葉仮名△」

[問題](1 学期末)

次の各問い合わせに答えよ。

- (1) 8世紀、日本の国家のおこりや天皇が国を治める由来などを、神話や伝承・記録などをもとにまとめた歴史書がつくられた。この歴史書を2つ答えよ。
- (2) 国ごとに、地理や産物、言い伝えなどをまとめた書物は何か。
- (3) 奈良時代の末に、天皇や貴族だけでなく、防人や農民の歌をおさめた和歌集がつくられたが、この和歌集を何というか。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 古事記、日本書紀 (2) 風土記 (3) 万葉集

[問題](2 学期末)

右の資料を見て、次の各問い合わせに答えよ。

- (1) 資料の歌は、九州北部の防衛に送られた兵士のものであるが、これらの兵士は何と呼ばれたか。
- (2) 資料の歌や天皇・貴族の歌などがおさめられている和歌集を何というか。
- (3) 資料のような、奈良時代に使われた文字を何というか。
- (4) 奈良時代になって古事記や日本書紀が編さんされたが、何のために行われたのか。

意お 奈な 可か
伎き 苦く 良ら 己こ
豆て 古こ 呂ろ 武む
曾ぞ 良ら 乎を
伎き 無す
怒ぬ 也や 宗そ
也や 須そ
意お 尔に
母も 等と
奈な 里り
之専 里都
専志 つ伎
専豆 き

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
(4)		

[解答](1) 防人 (2) 万葉集 (3) 万葉仮名 (4) 日本の国のおこりや、天皇が国を治める由来を確認するため。

【】総合問題

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑯に適語を入れよ(または、適語を選べ)。

律令国家	<p>701年、(①)(国名)の律令にならって、(②)が制定される。</p> <p>③(律／令)は刑罰のきまり、④(律／令)は政治を行いうえでのきまりである。</p> <p>律令にもとづいて政治を行う国家を(⑤)という。</p> <p>[中央]</p> <p>天皇 - [⑦] - [左大臣] - [太政大臣] - [右大臣] - 五衛府</p> <p>[地方]</p> <p>国([⑧]) - 郡([⑨]) - 里(里長)</p> <p>[⑩](九州の警備・行政)</p> <p>[⑪](東北地方の政治や軍事)</p>
	<p>710年(⑫)京に都を移す。(⑫)京は唐の都(⑬)を手本として造られた。</p> <p>以後80年間を(⑭)時代という。</p> <p>(⑫)京の市では(⑮)という貨幣が使われた。</p>

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	

[解答]① 唐 ② 大宝律令 ③ 律 ④ 令 ⑤ 律令国家 ⑥ 神祇官 ⑦ 太政官 ⑧ 国司
 ⑨ 郡司 ⑩ 大宰府 ⑪ 多賀城 ⑫ 平城 ⑬ 長安 ⑭ 奈良 ⑮ 和同開珎

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑯に適語を入れよ(または、適語を選べ)。

土地制度 税制	(①)年ごとに人々の名前、性別、年齢などを記載した(②)が作られる。 (③)法:(④)歳以上のすべての人に(⑤)田を与え死ねば返させる。 税:(⑥)(稻の収穫量の(⑦)%を納める) (⑧)(労役の変わりに布(麻布)を納める) (⑨)(絹、糸、真綿、特産物) 雜徭(年間 60 日の労役) 出舉(強制的な稻の貸し付け) 兵役:(⑩)(九州北部の防衛) このころの戸籍では⑪(男／女)の数が異常に多い。これは庸や(⑫)、兵役などは⑬(男／女)のみに課せられていたから(⑪)といつわってこの負担を免れようとしたため。 (⑭)したため(⑤)田が不足 →723 年 (⑮)法→開墾が進まず →743 年 (⑯)法:新しく開墾した土地の私有を認める。 →(⑰)や大寺院が開墾を進め、その私有地は(⑱)と呼ばれるようになる→(⑲)の原則がくずれる。
------------	---

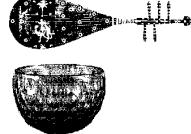
[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱	⑲	

[解答]① 6 ② 戸籍 ③ 班田収授 ④ 6 ⑤ 口分 ⑥ 租 ⑦ 3 ⑧ 庸 ⑨ 調
⑩ 防人 ⑪ 女 ⑫ 調 ⑬ 男 ⑭ 人口が増加 ⑮ 三世一身 ⑯ 墾田永年私財 ⑰ 貴族
⑱ 莊園 ⑲ 公地・公民

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑩に適語を入れよ。

(①) 文化	<p>(①)文化 : (②)天皇のころの, 仏教と(③)(国名)の影響を強く受けた (④)的な文化。</p> <p>(⑤)寺の(⑥)院(右図)</p> <p>右図のような宝物は, 中国と西アジアを結ぶ(⑦)とよばれる交通路 を通って中国の(③)に伝えられ, (⑧)使が日本に持ち帰ったものである。</p> <p>(⑨)の力で国をまるために, 都には(⑤)寺の(⑩)(右図), 国ごとに, (⑪)寺と(⑪)尼寺を作らせた。</p> <p>(⑫) : 唐の高僧で日本に戒律を伝える。(⑬)寺。</p> <p>(⑭) : 一般の人々の間に布教し, 橋や用水路をつくった。</p>	  
歴史書な ど	<p>歴史書 : (⑯), (⑯)(⑯と⑯は順不同)</p> <p>国ごとに, 自然・産物・伝説を記した(⑰)</p> <p>和歌集 : (⑱)集, (⑲)という文字が使われている。</p> <p>「から衣 すそに取りつき 泣く子らを…」(⑳)の歌。</p>	

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱	⑲	⑳

[解答]① 天平 ② 聖武 ③ 唐 ④ 國際 ⑤ 東大 ⑥ 正倉 ⑦ シルクロード ⑧ 遣唐
⑨ 仏教 ⑩ 大仏 ⑪ 国分 ⑫ 鑑真 ⑬ 唐招提 ⑭ 行基 ⑮ 日本書紀 ⑯ 古事記
⑰ 風土記 ⑱ 万葉 ⑲ 万葉仮名 ⑳ 防人

[問題](前期中間など)

次の各問いに答えよ。

- (1) 701年につくられた刑罰と政治のしくみを定めた法律を何というか。
- (2) (1)は何という国の法律にならってつくられたか。
- (3) 律令のうち、(①)は刑罰のきまり、(②)は政治を行ううえでのきまりである。律令にもとづいて政治を行う国家を(③)という。①～③に適語を入れよ。
- (4) (1)により、中央には二官八省がおかれた。二官のうち、①一般の政治を行うもの、②祭りの儀式を行うものをそれぞれ何というか。③また、この中央政府を何というか。
- (5) 都の高い地位の豪族を何というか。
- (6) 地方には、①(5)が何として派遣されたか。②また、その下には地方豪族から任命された何がおかれたか。
- (7) 九州には外交や防衛の窓口となる役所が置かれたが、何という役所か。
- (8) 東北地方の政治や軍事を担当した役所が現在の宮城県に設置された。その役所名を答えよ。
- (9) 710年に奈良につくられた新しい都を何というか。
- (10)(9)の手本となったのは、①何という国の、②何という都であったか。
- (11)(9)の東西の市では、さまざまな品物が取り引きされ、右の資料のような貨幣が使われた。資料の貨幣を何というか。
- (12)(9)の都がつくれられて平安京に都を移すまでの約80年間を何時代というか。



[解答欄]

(1)	(2)	(3)①	②
③	(4)①	②	③
(5)	(6)①	②	(7)
(8)	(9)	(10)①	②
(11)	(12)		

[解答](1) 大宝律令 (2) 唐 (3)① 律 ② 令 ③ 律令国家 (4)① 太政官 ② 神祇官
 ③ 朝廷 (5) 貴族 (6)① 国司 ② 郡司 (7) 大宰府 (8) 多賀城 (9) 平城京
 (10)① 唐 ② 長安 (11) 和同開珎 (12) 奈良時代

[問題](2 学期中間など)

奈良時代に関する次の各問いに答えよ。

- (1) 律令制度のもとで、人々の名前、性別、年齢などを把握するために一定期間ごとに台帳が作られたが、①何という台帳か。②また、何年ごとに作られたか。
- (2) ①一定年齢以上の男女に田を支給し、死ねば返させた。この田を何というか。②この田は何歳以上の男女に与えられたか。
- (3) (2)のような制度を何というか。
- (4) 次の家族の場合、何人に(2)①の田があたえられるか。
- [父 37 歳 母 35 歳 男子 12 歳 男子 7 歳 男子 5 歳 女子 2 歳]
- (5) 次の①～④の税・兵役をそれぞれ何というか。
- ① 収穫量に応じて稻を納める。
 - ② 絹、糸、真綿、地方の特産物を納める。
 - ③ 労役のかわりに布(麻布)をおさめる。
 - ④ 九州北部の海辺の警備を行う。
- (6) 奈良時代の戸籍を見ると、男に比べて女の数が異常に多くなっているものが少くない。その理由を説明せよ。
- (7) 723 年、新しく開墾した土地は一定期間私有を認める法律が出された。何という法律か。
- (8) 743 年に制定された、新しく開墾した土地の私有を永久に認める法を何というか。
- (9) (7)や(8)の法律が出されたのはなぜか。「人口」という語句を使って簡単に説明せよ。
- (10)(8)が出された後、①開墾を熱心に行ったのはどういう階層か、2 つ答えよ。②①が開墾した、広い私有地は後に何と呼ばれるようになったか。③これによってくずれていくことになった原則は何か。

[解答欄]

(1)①	②	(2)①	②
(3)	④	(5)①	②
③	④		
(6)			
(7)	(8)		
(9)			
(10)①	②	③	

[解答](1)① 戸籍 ② 6年ごと (2)① 口分田 ② 6歳以上 (3) 班田収授法 (4) 4人
(5)① 租 ② 調 ③ 常 ④ 防人 (6) 常, 調, 兵役などは男子のみに課せられていたから
女といつわってこの負担を免れようとしたため。 (7) 三世一身法 (8) 墾田永年私財法
(9) 人口が増加したことで口分田が不足したから。 (10)①貴族, 大寺院(郡司) ② 莊園
③ 公地・公民(の原則)

[問題](2 学期中間など)

次の各問いに答えよ。

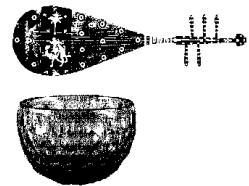
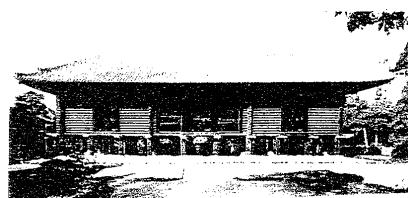
(1) 右の写真の建物の名前を書け。

(2) (1)の建物がある寺の名前を書け。

(3) (2)の寺をつくるように命じた天皇は誰か。

(4) (1)の中にある右図のような宝物は、中国と西アジア

を結ぶ(①)とよばれる交通路を通って中国の(②)に伝え
られ、(③)使が日本に持ち帰ったものである。文中の①～③に
適語を入れよ。



(5) (3)の天皇のころの文化を何というか。

(6) (5)の文化の特色を「仏教」「唐」という語句を使って簡潔に説明せよ。

(7) (3)の天皇は、(2)の寺に大きな仏像をつくらせた。この仏像は、一般に何と呼ばれている
か。漢字2字で答えよ。

(8) (3)の天皇が国ごとに建てさせた寺院は2種類ある。それぞれの名を書け。

(9) (3)の天皇が仏教をさかんにしようとした理由を説明せよ。

(10)①失明しながらも、多くの困難を乗り越え、正しい仏教を日本へ伝えるために来日した
中国の高僧は誰か。②また、①が開いた寺の名前を答えよ。

(11)民衆の間に仏教を広め、社会事業を行って民衆を救った人物は誰か。

(12)国のおこりや天皇の由来を説明した歴史書を2つあげよ。

(13)国ごとに、自然・産物・地理・伝説などをまとめた書物は何か。

(14)奈良時代につくられた、天皇から庶民までの広い範囲の人々の和歌が集められた和歌集
は何か。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)①
②	③	⑤	
(6)			
(7)	(8)		
(9)	(10)①		
②	(11)	(12)	
(13)	(14)		

[解答](1) 正倉院 (2) 東大寺 (3) 聖武天皇 (4)① シルクロード ② 唐 ③ 遣唐
 (5) 天平文化 (6) 仏教と唐の文化の影響を強く受けた国際的な文化。 (7) 大仏
 (8) 国分寺, 国分尼寺 (9) 仏教の力で国を守るため。 (10)① 鑑真 ② 唐招提寺
 (11) 行基 (12) 古事記, 日本書紀 (13) 風土記 (14) 万葉集

【FdData 中間期末製品版のご案内】

詳細は、[\[FdData 中間期末ホームページ\]](#)に掲載 ([Shift]+左クリック→新規ウィンドウ)

◆印刷・編集

この PDF ファイルは、FdData 中間期末を PDF 形式に変換したサンプルで、印刷はできないように設定しております。製品版のFdData 中間期末は Windows パソコン用のマイクロソフト Word(Office)の文書ファイルで、印刷・編集を自由に行うことができます。

◆FdData 中間期末の特徴

中間期末試験で成績を上げる秘訣は過去問を数多く解くことです。FdData 中間期末は、実際に全国の中学校で出題された試験問題をワープロデータ(Word 文書)にした過去問集です。各教科(社会・理科・数学)約 1800~2100 ページと豊富な問題を収録しているため、出題傾向の 90%以上を網羅しております。

FdData 中間期末を購入いただいたお客様からは、「市販の問題集とは比べものにならない質の高さですね。子どもが受けた今回の期末試験では、ほとんど同じような問題が出て今までにないような成績をとることができました。」、「製品の質の高さと豊富な問題量に感謝します。試験対策として、塾の生徒にFdData の膨大な問題を解かせたところ、成績が大幅に伸び過去最高の得点を取れました。」などの感想をいただいております。

◆サンプル版と製品版の違い

ホームページ上に掲載しておりますサンプルは、印刷はできませんが、製品の全内容を掲載しており、どなたでも自由に閲覧できます。問題を「目で解く」だけでもある程度の効果をあげることができます。しかし、FdData 中間期末がその本来の力を発揮するのは印刷ができる製品版においてです。印刷した問題を、鉛筆を使って一問一問解き進むことで、大きな学習効果を得ることができます。さらに、製品版は、すぐ印刷して使える「問題解答分離形式」、編集に適した「問題解答一体形式」、暗記分野で効果を発揮する「一問一答形式」(理科と社会)の 3 形式を含んでいますので、目的に応じて活用することができます。

※[FdData 中間期末の特徴\(QandA 方式\)](#) ([Shift]+左クリック→新規ウィンドウ)

◆FdData 中間期末製品版(Word 版)の価格(消費税込み)

※以下のリンクは[Shift]キーをおしながら左クリックすると、新規ウィンドウが開きます

[社会地理](#), [社会歴史](#), [社会公民](#) : 各 7,800 円(統合版は 18,900 円) ([Shift]+左クリック)

[理科 1 年](#), [理科 2 年](#), [理科 3 年](#) : 各 7,800 円(統合版は 18,900 円) ([Shift]+左クリック)

[数学 1 年](#), [数学 2 年](#), [数学 3 年](#) : 各 7,800 円(統合版は 18,900 円) ([Shift]+左クリック)

※Windows パソコンにマイクロソフト Word がインストールされている必要があります。

(Mac の場合はお電話でお問い合わせください)。

◆ご注文は、メール(info2@fdtext.com), または電話(092-811-0960)で承っております。

※[注文→インストール→編集・印刷の流れ](#), ※[注文メール記入例](#) ([Shift]+左クリック)

【Fd 教材開発】 Mail : info2@fdtext.com Tel : 092-811-0960